

平成25年度事務事業評価表(平成24年度振り返り)

政策名		健康で幸せにすごせるまち		施策番号・名		10 健やかな生活を支える保健医療の推進		基本事業番号・名		10-04		生活の安定と自立に向けた支援								
事務事業番号	所管課係名	事務事業の概要 (根拠法令等、財源、上乗、形態)	事務事業の目的 事務事業の対象、手段(事業内容)、意図	対象指標 (対象の数値指標化)		活動指標 (手段の数値指標化)		成果指標 (意図したことの結果の数値指標化)		事務事業全体				一般財源分				全庁評価会議 (26年度に向けた方向性等)		
	所管課長名			指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	事業費 (実績額)	人件費 (理論値)	トータル コスト	事務事業の方向性、項目別評価 及びその理由等			特定財源に伴う一般財源			一般財源	
	事務事業名			①	②	①+②	①	②	①+②	(千円)	(千円)	(千円)	事業費 (実績額) (千円)	事業費の概要説明	事業費 (実績額) (千円)	事務事業の方向性、項目別評価 及びその理由等				
10-04-01	福祉総務課 保護係	<input type="checkbox"/> 自主的 <input checked="" type="checkbox"/> 義務的 <input checked="" type="checkbox"/> 努力義務的 (国)生活保護法	対象 最低生活維持が困難な市民及び外国人のうち定住者以上の残留資格のある人	相談実施件数、相談の結果申請に至った件数	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	25年度以降方向性 現状維持 26年度以降方向性 現状維持 説明欄：生活保護法により、国負担3/4、市負担1/4が定められている。また、居住地がない者等においては、市負担の部分が、都の負担にかかわる。	平成24年度	説明欄：生活保護法により、国負担3/4、市負担1/4が定められている。また、居住地がない者等においては、市負担の部分が、都の負担にかかわる。	平成24年度	25年度以降方向性	26年度以降方向性	説明欄： 必要性 有効性 達成度 効率性		
	福祉総務課長 宮崎 守通				811(316)	2,193	18.9	3,537,751	105,188	3,642,939	873,742									
	生活保護事業				財源	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度		平成23年度		平成23年度	平成23年度	785,186		平成23年度	
					上乗	平成22年度	平成22年度	平成22年度	平成22年度	平成22年度	平成22年度		平成22年度		平成22年度	平成22年度	769,866		平成22年度	
10-04-02	福祉総務課 保護係	<input type="checkbox"/> 自主的 <input checked="" type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 (市)東久留米市被保護者自立促進事業経費支給要綱 (市)東久留米市生活保護受給世帯の学童・生徒に対する法外援護事業要綱	対象 生活保護世帯	生活保護世帯 自立支援対象世帯数	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	25年度以降方向性 現状維持 26年度以降方向性 現状維持 説明欄：東京都独自の事業(法外扶助費)で各市の要綱に基づき支給されている。	平成24年度	説明欄： 必要性 有効性 達成度 効率性	平成24年度	25年度以降方向性	26年度以降方向性			
	福祉総務課長 宮崎 守通				1,511	209	100	5,543	674	6,217	0									
	生活保護世帯健全育成等事業				財源	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度		平成23年度		平成23年度	平成23年度	0	平成23年度		
					上乗	平成22年度	平成22年度	平成22年度	平成22年度	平成22年度	平成22年度		平成22年度		平成22年度	平成22年度	0	平成22年度		
10-04-03	福祉総務課 保護係	<input type="checkbox"/> 自主的 <input checked="" type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 (国)生活保護法	対象 医療扶助レセプト	レセプトの件数 修正を求めたレセプトの件数	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	25年度以降方向性 現状維持 26年度以降方向性 現状維持 説明欄：レセプト点検は、生活保護医療費の適正な執行(削減)のため点検を行っている。平成23年度から電子レセプトシステム導入に伴い、被保護患者の適切な処遇の確保や処遇方針を決定する上で重要な判断材料となる。	平成24年度	説明欄： 必要性 有効性 達成度 効率性	平成24年度	24年度以降方向性	25年度以降方向性			
	福祉総務課長 宮崎 守通				42,776	533	1.2	640	368	1,008	0									
	生活保護レセプト点検事業				財源	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度		平成23年度		平成23年度	平成23年度	0	平成23年度		
					上乗	平成22年度	平成22年度	平成22年度	平成22年度	平成22年度	平成22年度		平成22年度		平成22年度	平成22年度	0	平成22年度		
10-04-04	福祉総務課 福祉政策係	<input type="checkbox"/> 自主的 <input checked="" type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 (国)中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律(市)東久留米市中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則	対象 市内在住の中国残留邦人等で老齢基礎年金を満額受給しても世帯収入が最低生活費に満たない者	市内在住の中国残留邦人等で老齢基礎年金を満額受給しても世帯収入が最低生活費に満たない者	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	25年度以降方向性 現状維持 26年度以降方向性 現状維持 説明欄：生活保護に準ずる国の事業のため改善の余地はない。 説明欄：生活保護に準ずる国の事業のため改善の余地はない。	平成24年度	説明欄： 必要性 有効性 達成度 効率性	平成24年度	24年度以降方向性	25年度以降方向性			
	福祉総務課長 宮崎 守通				7	7	100	14,588	1,152	15,740	3,647									
	中国残留邦人生活支援給付金事業				財源	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度		平成23年度		平成23年度	平成23年度	3,278	平成23年度		
					上乗	平成22年度	平成22年度	平成22年度	平成22年度	平成22年度	平成22年度		平成22年度		平成22年度	平成22年度	3,338	平成22年度		

平成25年度事務事業評価表(平成24年度振り返り)

政策名		健康で幸せにすごせるまち		施策番号・名		10 健やかな生活を支える保健医療の推進		基本事業番号・名		10-04		生活の安定と自立に向けた支援													
事務事業番号	所管課係名	事務事業の概要 (根拠法令等、財源、上乗、形態)	事務事業の目的 事務事業の対象、手段(事業内容)、意図	対象指標 (対象の数値指標化)		活動指標 (手段の数値指標化)		成果指標 (意図したことの結果の数値指標化)		事務事業全体				一般財源分				全庁評価会議 (26年度に向けた方向性等)							
	所管課長名			指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	事業費 (実績額) (千円)	人件費 (理論値) (千円)	トータル コスト (千円)	事務事業の方向性、項目別評価 及びその理由等	特定財源に伴う一般財源		一般財源									
	事務事業名													事業費 (実績額) (千円)	事業費の概要説明	事業費 (実績額) (千円)	事務事業の方向性、項目別評価 及びその理由等								
10-04-05	福祉総務課 福祉政策係	<input checked="" type="checkbox"/> 自主的 <input type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 (市) 東久留米市生活資金貸付条例	対象 市内在住3か月以上居住の市民で生活困窮世帯	平成24年度	17,231 (人)	平成24年度	0 (件)	平成24年度	0 (%)	平成24年度	0	平成24年度	206	平成24年度	206	25年度以降方向性 縮小 26年度以降方向性 現状維持 必要性 2 有効性 2 達成度 2 効率性 2 説明欄：当事業の類似事業として東京都社会福祉協議会(東社協)が行っている生活福祉資金貸付制度がある。この制度は低所得者向けにはあるが貸付金額や種類も幅広く利用頻度も高い。連帯保証人のいない緊急小口資金(10万円まで)もあり、利用しやすくなっている。これらのことから審査の厳しい本事業から東社協の資金貸付に移行していくものと思われる。平成25年第1回市議会定例会において債権放棄を上げ、平成24年度末にて40件を実施した。基金総額の減については、債権放棄に伴い元本の減少、事務事業評価での縮小の方向性及び貸付申請受付件数の減を鑑み、基金総額を1,000万円から300万円へ減額している。	平成24年度	0	平成24年度	0	平成24年度	0	平成24年度	0	25年度以降方向性 縮小 26年度以降方向性 現状維持 必要性 2 有効性 2 達成度 2 効率性 2 説明欄：当事業の類似事業として東京都社会福祉協議会(東社協)が行っている生活福祉資金貸付制度がある。この制度は低所得者向けにはあるが貸付金額や種類も幅広く利用頻度も高い。連帯保証人のいない緊急小口資金(10万円まで)もあり、利用しやすくなっている。これらのことから審査の厳しい本事業から東社協の資金貸付に移行していくものと思われる。平成25年第1回市議会定例会において債権放棄を上げ、平成24年度末にて40件を実施した。基金総額の減については、債権放棄に伴い元本の減少、事務事業評価での縮小の方向性及び貸付申請受付件数の減を鑑み、基金総額を1,000万円から300万円へ減額している。
	福祉総務課長 宮崎 守通			手段・内容	生活資金貸付基金1,000万円から、15万円を限度に無利子で貸付をしているが、16年度以降申請がない。	平成23年度	17,871 (人)	平成23年度	0 (件)	平成23年度	0 (%)	平成23年度	0	平成23年度	50		平成23年度	50							
	生活資金貸付事業			財源	<input type="checkbox"/> 全額補助 <input type="checkbox"/> 一部補助有 <input checked="" type="checkbox"/> 市全額	市内在住の課税標準額100万円以下の納税義務者	平成22年度	17,305 (人)	平成22年度	0 (件)	平成22年度	0 (%)	平成22年度	0	平成22年度		50	平成22年度	50						
	上乗			<input type="checkbox"/> 市独自上乗せ(上乗・横出)	意図		生活困窮世帯における緊急かつ一時的な資金需要に応える。	平成21年度		平成21年度		平成21年度		平成21年度			平成21年度								
10-04-06	福祉総務課 保護係	<input checked="" type="checkbox"/> 自主的 <input type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 東久留米市居宅生活移行支援事業実施要綱	対象 東久留米市福祉事務所が指定する施設の入所者	平成24年度	21 (人)	平成24年度	9 (人)	平成24年度	42 (%)	平成24年度	3,600	平成24年度	0	平成24年度	3,600	25年度以降方向性 廃止(完了・統合含む) 26年度以降方向性 廃止(完了・統合含む) 必要性 有効性 達成度 効率性 説明欄：委託先である(財)ソーシャルサービス協会多摩支所において「下里寮」を社会福祉法による無料低額宿泊所として維持する事が困難となり、事業委託を辞退したため24年度を持って終了した。	平成24年度	0	平成24年度	0	平成24年度	0	25年度以降方向性 廃止(完了・統合含む) 26年度以降方向性 廃止(完了・統合含む) 説明欄：ホームレスに対する対策として国より推奨されている事業。セーフティネット支援対策等補助金によって国により10/10負担される。		
	福祉総務課長 宮崎 守通			手段・内容	財団法人ソーシャルサービス協会多摩支所に委託し、同団体が市内で運営する無料低額宿泊所「下里寮」の入所者に対して、支援員を設けて居宅生活移行への支援を行う。	平成23年度		平成23年度		平成23年度		平成23年度		平成23年度			平成23年度								
	居宅生活移行支援事業委託			財源	<input checked="" type="checkbox"/> 全額補助 <input type="checkbox"/> 一部補助有 <input type="checkbox"/> 市全額	市内「下里寮」に入寮して生活する住居生活移行した人数	平成22年度		平成22年度		平成22年度		平成22年度		平成22年度			平成22年度							
	上乗			<input type="checkbox"/> 市独自上乗せ(上乗・横出)	意図		住所不定者に対して、住所不定に陥った根本的な問題の解決を援助して、生活指導等を行い再び居宅生活に戻れるように支援していく。	平成21年度		平成21年度		平成21年度		平成21年度			平成21年度								
10-04-07	福祉総務課 保護係	<input type="checkbox"/> 自主的 <input checked="" type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 (国)「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて」(平成20年4月30日社援保発第0430001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)	対象 生活保護世帯	平成24年度	44 (人)	平成24年度	15 (件)	平成24年度	3 (件)	平成24年度	106	平成24年度	31	平成24年度	137	25年度以降方向性 縮小 26年度以降方向性 現状維持 必要性 4 有効性 4 達成度 4 効率性 4 説明欄：後発医薬品の普及については、国全体での総合的な取組が徐々に浸透し、一般の患者が薬局で後発医薬品の説明を受ける機会も増えてきている。このような状況の中で、生活保護の医療扶助においても、生活保護受給者本人の意向に配慮しながら、一般の患者と同様の説明を生活保護受給者にも行うなどの取組を通じ、後発医薬品の更なる使用促進を図ることを目的とする。	平成24年度	0	平成24年度	0	平成24年度	0	平成24年度	0	25年度以降方向性 縮小 26年度以降方向性 現状維持 必要性 4 有効性 4 達成度 4 効率性 4 説明欄：後発医薬品の普及は、患者の負担軽減及び医療財政の改善に資することから、厚生労働省では、平成24年度までに、数量シェアを30%以上を目標策定し取組んでいる。
	福祉総務課長 宮崎 守通			手段・内容	指定薬局の薬剤師は、処方医が後発医薬品の使用が可能であると判断した生活保護受給者に対して、後発医薬品を一旦服用することについて理解を促す。福祉事務所は、処方せんの写し(糖尿病・脂質異常症・高血圧症)の提出を薬局に対し依頼し取組状況について確認する。	平成23年度		平成23年度		平成23年度		平成23年度		平成23年度			平成23年度								
	医療扶助適正化推進事業			財源	<input checked="" type="checkbox"/> 全額補助 <input type="checkbox"/> 一部補助有 <input type="checkbox"/> 市全額	糖尿病・脂質異常症・高血圧レセプト対象者数	平成22年度		平成22年度		平成22年度		平成22年度		平成22年度			平成22年度							
	上乗			<input type="checkbox"/> 市独自上乗せ(上乗・横出)	意図		後発医薬品の普及は、患者の負担軽減及び医療財政の改善に資することから、厚生労働省では、平成24年度までに、数量シェアを30%以上を目標策定し取組んでいる。	平成21年度		平成21年度		平成21年度		平成21年度			平成21年度								